

令和5年5月8日

保護者様

天草市立稜南中学校

校長 倉田 齊

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

さて、本日付で新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されました。このことを受け、学校での対応を下記のとおりにいたします。

なお、本件に関するご不明点やその他の連絡、相談等、窓口は教頭（平田）と養護（池田）がお受けいたします。

記

1、学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
ただし、緊急的に以下のようないくつかの対応をとる可能性もありますことをご了承ください。

- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を求める場合があります。
- ・授業等の活動内容（感染リスクが比較的高い学習活動）によっては、一時的にマスク着用を求める場合があります。
- ・基礎疾患、感染不安等によりマスク着用を希望される方は、着用されてかまいません。

2、給食は机を向かい合わせず、大声での会話を控えて実施します。（黙食の制限はなくなりました）

3、朝、登校前に自宅での健康観察と検温を行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、登校を控えてください。

4、次の場合は出席停止となりますので、学校へご連絡ください。

- ①児童生徒等の感染が判明した場合
- ②その他、校長が出席停止を必要と認める場合

5、濃厚接触者の特定はありません。同居家族に陽性者が出ても、本人の陽性が判明しない限り行動制限はありません。本人に体調不良が生じた場合は、医療機関を受診していただき、その結果を学校までお知らせください。

※検査の結果、新型コロナウイルス感染症陽性の場合は出席停止、陰性の場合は欠席となります

6、出席停止の期間が下記のように変わります。

	出席停止基準	期間
①	児童生徒の感染が判明した場合	発症した後、五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで※
②	その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間

※『発症した後』や『症状が軽快した後』については、発症日、軽快日を0日として、その翌日から1日目と起算します

※無症状の感染者に対する出席停止の期間は、検体を採取した日から(を1日目として)5日を経過するまでとします

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します

7、その他

- ① 登校後の体調不良については保健室で休養させて様子を見ます。回復しない、受診が必要などの判断をした場合は早退させます。
- ② 教育活動中にマスク着用を求める可能性がありますので、マスクは毎日持参させてください。
- ③ 出席停止の解除にあたっては、医師の診断書や陰性証明書等は必要ありません。

変更点がたくさんありますが、稜南中生の健康安全を第一として対応いたしますので、ご家庭の状況等で判断に悩まれる場合は、いつでもご相談ください。

稜南中学校相談窓口：教頭（平田）、養護（池田）☎0969-23-9966